

大阪市旅館業法の施行等に関する規則の一部を改正する規則

大阪市旅館業法の施行等に関する規則（平成16年大阪市規則第134号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>（許可申請書の添付書類）</p> <p>第6条 前条第1項の申請書には、規則第1条第2項の規定による図面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p><u>(3) 建物の一部に営業施設が存する場合に</u> <u>あつては、次に掲げる場合の区分に応じ、</u> <u>それぞれ次に定める書類</u></p> <p>ア <u>当該建物に現に居住の用に供してい</u> <u>る部分が存しないことを証明する場合</u> <u>当該建物に現に居住の用に供してい</u> <u>る部分がないことを確認できる書類</u></p> <p>イ <u>当該建物の構造が鉄筋コンクリート</u> <u>造又は鉄骨鉄筋コンクリート造である</u> <u>ことを証明する場合 当該建物の構造</u> <u>を確認できる書類</u></p> <p>ウ <u>ア及びイに掲げる場合以外の場合</u> <u>当該建物の防音性能を確認できる書類</u></p> <p><u>(4)～(7) 〔略〕</u></p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>（許可申請書の添付書類）</p> <p>第6条 〔同左〕</p> <p>〔(1)・(2) 同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>(3)～(6) 〔同左〕</u></p> <p>〔2・3 同左〕</p>
<p>備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年10月30日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の大阪市旅館業法の施行等に関する規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可の申請について適用し、施行日前に行われた同項の許可の申請については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に旅館業法第3条第1項の許可を受けて設置されている旅館業の施設を利用して新たに旅館業を営営するために行われる同項の許可の申請については、なお従前の例による。

4 附則第2項の規定にかかわらず、旅館業法第3条第1項の許可を受けようとする旅館業の施設の構造設備の概要その他の市長が定める事項の届出を施行日前に行った施設を利用して新たに旅館業を営営するために行われる同項の許可の申請については、なお従前の例による。